小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２３号

山梨県南巨摩郡身延町伊沼107番地
再生債務者　佐野　英士
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年12月７日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第３５２号

札幌市清田区清田５条２丁目38番15号
再生債務者　北原　耕二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年12月10日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第９号

熊本市東区若葉５丁目15番３号
再生債務者　田﨑　仁
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月18日から平成25年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第７号

大分市坂ノ市南１丁目４番23号
再生債務者　白川　利江
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月21日から平成25年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第５号

千葉県山武郡大網白里町木崎621番地２
再生債務者　髙橋　昌博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月10日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３号

徳島県吉野川市川島町桑村793番地
再生債務者　原田裕子こと　東　裕子（旧姓藤崎）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月７日　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第４号

岡山市北区下中野334番地　コーポレイバン202
再生債務者　加藤　大作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月10日
岡山地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十四年十二月十八日
仙台市若林区鶴代町六番六五号
（甲）株式会社鐘崎
代表取締役　吉田　久武
仙台市若林区鶴代町六番六五号
（乙）株式会社吉田フードプランニング
代表取締役　吉田　久武

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は甲・乙共に次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月十六日
平成二十四年十二月十八日現在
地　山形県東置賜郡川西町大字上小松九七八番地一
（甲）株式会社ジェイエイサービスおきたま　代表取締役　色摩　富一
山形県西置賜郡川西町大字荒砥乙二〇二七番地の二
（乙）株式会社エーコープしらたか　代表取締役　色摩　富一

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.dti.co.jp/ir/koukoku.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年八月三日
掲載頁　七十八頁（号外第一六八号）
平成二十四年十二月十八日現在
東京都渋谷区円山町三番六号
（甲）株式会社ドリーム・トレイン・インターネット　代表取締役　石田　宏樹
東京都渋谷区円山町三番六号
（乙）FBネットワークサービス株式会社　代表取締役　田中　伸明

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は甲・乙共に次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月十六日
掲載頁　六十四頁（号外第二五号）
平成二十四年十二月十八日現在
地　山形県東置賜郡川西町大字上小松九七八番地一
（甲）株式会社ジェイエイサービスおきたま　代表取締役　色摩　富一
山形県西置賜郡川西町大字荒砥乙二〇二七番地の二
（乙）株式会社エーコープしらたか　代表取締役　色摩　富一

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月十三日
掲載頁　二十九頁（号外第二四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月十三日
掲載頁　二十九頁（号外第二四六号）
平成二十四年十二月十八日
東京都北区西ケ原四丁目六二番二二号
（甲）株式会社小野田商店
代表取締役　小野田　眞
東京都墨田区東墨田二丁目一番一四号
（乙）アヅマ製氷冷蔵株式会社
代表取締役　小野田　潔

継　左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
承認決議は、平成二十四年十月四日開催の甲の評議員会、平成二十四年十月五日開催の甲の理事会及び平成二十四年十月十日開催の乙の理事会において終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年十二月十八日
島根県益田市上黒谷町五二六番地五
（甲）社会福祉法人わかくさ福祉会　理事長　岡崎　正信
島根県益田市高津八丁目二二番七号
（乙）社会福祉法人緑ヶ丘保育所　理事長　山下　正

新設分割公告

魚　当社は、新設分割により新設する株式会社鳥取魚市（住所　鳥取県鳥取市南安長二丁目六九七番地）に対して当社の鮮魚卸売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日本海新聞
掲載の日付　平成二十四年十一月四日
掲載頁　二頁
平成二十四年十二月十八日
鳥取県鳥取市南安長二丁目六七番地
株式会社鳥取鮮魚卸売市場
代表取締役　太田　義教